



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：岩橋 祐治
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
Fax (03) 5842 - 5602
毎月1日発行
年額1,500円（送料込、会員は会費に含む）
<https://www.inoken.gr.jp>

20年の運動を確信に、新たな前進を 「いの健」全国センター20周年記念シンポジウム・レセプション

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、1998年12月に設立されました。設立宣言では「…働くもののいのちと健康をまもり、人間が尊重され、安心して働く職場、社会の建設を、過労死も職業病もない21世紀を目指し、多くの人々、団体・地方組織と、多くの専門家と共に、積極的に活動する」と謳っています。20周年を迎えて、今後の活動の発展を期して2月2日に20周年記念シンポジウム・レセプションを開催しました。

次代の働くもののいのちと健康の課題を探求

シンポジウムは、全国教育東京文化会館・エデュカス東京にて、「2020年代を迎える働くもののいのちと健康をめぐる情勢と課題について考える」をテーマに行いました。110人が参加しました。はじめに福地保馬理事長が主催者あいさつ（写真）。設立以来、たくさんの人たちの力の結集により20年を迎えることができました。シンポジウムでは、国際的視点を含めて、働くもののいのちと健康の課題を深めたい」とシンポの目的を示しました。

働くもの力で安心・安全の職場を

シンポジウムは岩橋祐治事務局長が進行。布施恵輔・全労連国際局長は「ILOにおける働くもののいのちと健康を守る活動の到達と課題」を、脇田滋・龍谷大学名誉教授は「韓国における働くもののいのちと健康を守る取り組みの最近の動向について」を報告しました。今年100周年を迎えるILOは、1999年にディーセンターワークを活動の目標に位置づけ取り組みを進めています。報告では国際労働基準や施策の紹介とともに三者構成の1つとしての労働組合の役割が強調されました。

また、韓国における動向としては、これまで労災救済や再発防止の運動も力に、文在寅政権のもと産業安全衛生法の全面改正が行なわれるとの報告がありました。また、ソウル市における感情労働の取り組みは、今後の「いの健」全国センターの活動に示



唆を与える報告でした。

最後に、「いの健」全国センター・田村昭彦理事長代行が「設立から20年を迎えた『いの健全国センター』の目標と課題」を報告しました（各報告詳細2面）。

参加者からは「改めてILOの動向と韓国のたたかいを学び、今後の活動の力になった」など積極的な感想が多く寄せられました。

新たな10年へ

プラザエフに会場を移して行われたレセプションは、87人が参加しました。和太鼓グループ「乱打夢」の勇壮なオープニングに続き、吉良よし子参議院議員が「人間らしく働くことのできる社会をめざして共同してがんばろう」と連帯あいさつを述べ、岡村親宣顧問（過労死弁護団代表幹事）の乾杯の音頭のあと、参加者のなごやかな懇談が続きました。

関係諸団体から連帯や励ましのあいさつをいただき、太鼓演奏を行った神奈川建設労働組合の丸山健二さんからも、建設現場での安全の取り組みへの決意が表明されました。新たな活動への決意を固める1日となりました。（全国センター 岡村やよい）

〈今月号の記事〉

20周年シンポジウム報告要旨	2・3面
20年誌・ウェブサイトの紹介	4面
各地・各団体の取り組み	5・6面
医師の働き方改革・私の健康法	7面
第13回地方センター交流集会	8面

「いの健」全国センター20周年

世界から韓国から学び、 働くもののいのちと健康を守る課題を進めよう

報告1

ILOにおける働くもののいのちと 健康を守る活動の到達と課題

全労連国際局長 布施 恵輔

ILOは1919年、第一次世界大戦後の「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」という平和構築を模索するなかで創設されました。今年100周年を迎えます。政労使の三者で構成され、それぞれが投票権を持っているのが大きな特徴です。労働安全衛生の視点で世界を見ると、1年間で278万人が労災職業病で亡くなり、労働安全衛生の適切な措置が取られていないために世界のGDPの3.94%を損失しています。労働安全衛生に関するILO条約は、特定危害からの保護・特定業種における保護から包括的なものへ推移してきています。2006年には「職業上の安全衛生及び健康促進の枠組み」が採択されています。

ILOがなぜ大事かというと、世界の労働者がたたかい取った到達だからです。しかし日本政府は、第2の財政拠出国ながら全く消極的な態度です。よく知られていることですが、1号条約をはじめ労働時間関係など重要な条約は未批准です。また、条約・勧告を国内に適用することにも消極的です。

「ディーセントワーク」は1999年のILO第87回総会のファン・ソマビア事務局長報告で初めて用いられました。その報告をわかりやすく言い換えると「ディーセントワーク=働きがいのある人間らしい仕事とは、まず仕事があることを基本に、その仕事は、権利・社会保障・社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事ということです。ここでいう「社会対話」とは、(政)労使のことです。

労働者・労働組合がもっと声をあげていくことが必要です。労働組合には、三者構成の一員としての役割があります。職場・地域の労働安全衛生の取り組みをもっと世界と結び、生かしていきましょう。



報告2

韓国における働くもののいのちと 健康を守る取り組みの最近の動向

龍谷大学名誉教授 脇田 滋

韓国の文在寅大統領は2018年の新年のあいさつで、「3つの安全」に取り組み、2022年までに自殺予防・交通安全・産業安全において死亡を半分に減らすと強調しました。そして、12月には、産業安全保健法の全面的な改正が行われました。その内容は、①法の保護対象者の拡大、②社内請負禁止（「危険の外注化」原則禁止）、③元請の責任範囲や処罰の強化、④事業主の処罰規定の強化、⑤建設業の災害予防措置、⑥作業中止権（逼迫した危険がある場合労働者が中止できる）、⑦物質安全保健資料の非公開審査（労働者の知る権利の保障）、⑧その他、などにわたっています。



韓国の労働安全保健運動は、1988年の青年労働者の水銀中毒事件が下からの運動の出発点と言われています。同じく1988年には源進レーヨンの労働者1000人余りが二硫化炭素（CS₂）中毒に罹った事件も起こります。この工場は、ユニチカの宇治工場で、すでに被害が発生し問題になっていた施設を韓国に売却し、同じ被害を発生させていました。被災者・家族など当事者が問題を告発し、医療関係者・研究者が調査・対策に結集してたたかいました。その勝利が源進財團を生み、緑色病院や労働環境健康研究所として労働者の健康のための活動を行っています。

様々な取り組みがありつつも深刻な経済危機もあ

「いの健」全国センター20周年

り、過労死や筋骨格系疾患の増加が社会問題化しています。また、雇用環境の変化による非正規職員の労災も増加していました。2007年にはサムソン電子の白血病事件が発生します。亡くなった黄柳美さんの父親が告発。「連帯、被災者支援、実践、研究、広報」を柱としたパンオルリムという団体が組織されました。労働組合を作らせないサムソンに対して、パンオルリムが軸となって医師、弁護士、労務士などが裁判を支援しました。闘いは長期にわたり、2018年7月にサムソンの謝罪で終結しました。

ソウル市では「労働尊重」政策がすすめられています。施策の1つが「感情労働従事者の保護」です。感情労働とは、「職務執行過程で自身を感じる感情とは異なる特定の感情を表現するよう要求される勤労形態」とされ、ストレスが一般人の6倍ともいわれています。ソウル市では「感情労働従事者の権利保護などに関する条例」を2016年に制定し、労働環境の改善や職員の正規化に取り組んでいます。

韓国と日本の労働安全問題には密接な関連性があります。源進レーヨン事件に限らずアスベストでも日本の設備が輸出されて被害を出しています。共同で取り組んできた歴史があります。また、感情労働や「危険の外注化禁止」などは日本でも喫緊の課題です。専門家と現場が共同して粘り強く運動を進めること、幅広く市民と連帯し世論化・政治化していくことなど大いに学び、連帯していくことが必要です。

報告3

設立から20年を迎えた 「いの健全国センター」の目標と課題

いの健全国センター理事長代行 田村 昭彦

20年目を迎えるいの健全国センターは基本的目標として「すべての働く人びとの健康権の実現」を掲げます。自営業、フリーランス、非正規労働者、外国人労働者を含めて働くひとすべてに適切な労働衛生サービスを受ける権利があるのでした。そのことが、「健康の自己責任論」への痛烈な批判軸となり、健康格差をもたらしている社会経済格差と貧困化の改善を求める闘いにもなります。具体的な課題としては、相談事例から普遍的なテーマを選定し、政策づくりの活性化を目指します。新人労働者の教育育成についてはすぐに取り組む課題です。

また、韓国の運動にも学び、「感情労働と健康セ



ンター（仮称）」の設立を目指します。日本でも、介護労働者のセクハラが問題になっています。「いの健」の構成団体でも多くの労働者が感情労働を行っています。その強みを生かして進めていきたいと考えています。活動家づくりの課題では、労働組合、地方センターでの育成とともに、市民運動としての労働安全衛生活動家の養成を追求したいと思います。特にアスベスト問題は、今後解体作業がピークを迎えます。市民的監視が重要になります。

地方センターを全県で確立する課題、安全対策の強化、労働衛生・労災補償の政策提言などILOを含む諸団体との連携強化もはかりながら、活動を進めていきたいと思います。

運動の前進を誓い合って

レセプション

同日、夕方から行われたレセプションのオープニングは、神奈川建設労働組合の仲間でつくる和太鼓グループ「乱打夢」でした（写真上）。



力強い演奏に励ましを受け、会がスタート。来賓として吉良よし子参議院議員から、「安倍働き方改革と抗して、8時間働きばふつうに暮らしていくことのできる社会の実現をともに進めよう」とあいさつがありました。



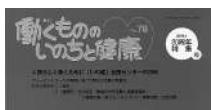
また、全日本民医連・藤末衛会長、全労連・小田川義和議長、過労死防止全国センター・過労死を考える家族の会の寺西笑子代表、八王子合同法律事務所・全国過労死弁護団の尾林芳匡弁護士、池田寛・色部祐両全国センター顧問、徳島センター・井上玉紀事務局長があいさつを行いました。

会場では、なつかしい顔を含め歓談の輪が広がり、いの健全国センターのこれまでの活動を確信にし、新たな前進を誓いあう会となりました。

（全国センター 岡村やよい）

「いの健」全国センター20周年

季刊誌記念号発行・WEBサイトリニューアル シンボルマークは立体人形に進化



特集号：「いの健」全国センター（以下、全国センター）の季刊誌『働くもののいのちと健康』78号（＝写真、1月25日発行）は、20周年特集号です。「人間らしく働くために『全国センター』の20年」をメインテーマに、通史と課題別に分けて20年を振り返っています。

巻頭言は福地保馬理事長が「ディーセントワーク実現に向けて更なる活動の発展を」と題して、日本における働くものを取り巻く状況のこれまでとこれからに触れています。

通史は、20年のあゆみを4期に区切りまとめました。各期・年において全国センターが果たす役割を確認し、それに沿った計画を立て定期総会で提案・採択してきた活動の振り返りになっています。

また、課題別のまとめでは全国センターの委員会や研究会・学習会などで取り組んだ活動を、それぞれに関わった人たちが書いています。



78号のみの購読も可能です。
ぜひお求めください。

WEBサイト：全国センター設立とほぼ同時に作られたウェブサイトが、このほどリニューアルオープンしました。

日々進化するインターネット機能や画面デザインなどを有効

に活用し、お役立ちサイトとして利用してもらえるようにと考案しました。

これまでのサイトで1番見られていたのは、相談ページでした。おそらく、検索でたどり着いていたものと思われます。そのような場合は、他のページを見る事はありませんようにしました。そこで、相談以外のページも見てもらえるような内容を考えました。スマホからでも見やすい画面作りも、心がけたポイントです。



全国センターのフェイスブックページが1番更新頻度が高いので、少し前から旧サイトに載せていましたが、ご覧になったことがありますか？新しいページは、「行事予定」です。グーグルカレンダーを利用しています。行事会場が地図で見られるようになってるので、出先からの確認にも便利です。

リニューアルに伴い、サイトを暗号化しました。URLの頭がhttpsになりましたので、ブックマーク登録をしている方は変更をお願いします。

季刊誌の表紙とウェブサイトのトップ画像は、全国センターのシンボルマークを立体にしたものです

(写真上)。作者は、季刊誌の表紙画を描いている岩月五郎さん。バックに熱気球を入れるために、渡良瀬遊水地まで出かけてその場で撮影したとのことです。実物は、全国センターに飾ります。（編集部）

コラム 厚労省統計不正が及ぼす影響

毎月勤労統計調査が少なくとも15年前から不適切な方法で行われ、雇用保険・労災保険の給付額が低く算定されていたことがわかりました。厚労省は、不足額を4月から支給すると言っていますが、その総額は巨額になることが見込まれます。

さらに、安倍総理が「給料は上がった」と豪語する根拠になっていた実質賃金（給料から消費者物価指数を引いた金額）も、実態よりかさ上げされていましたことが判明し、前年比マイナスとなることを政府も認めざるを得なくなっています。（問題発覚後は「連合の調査によると上がっている」「給与総額は上がった」と弁解しています）。

国会での追及に、厚労省役人・同大臣・総理大臣とも争点をそらし、責任を職員に押し付けようとしています。

働くものにとって過重労働を強いられることになる「高度プロフェッショナル制度」検討の際の年収要件の根拠にも使われていました。誘導操作の懸念も取り沙汰されています。

生活保護費引き下げの根拠とした物価の下落が厚労省独自の調査による「偽装」であったことも判明しました（東京新聞2月7日「こちら特報部」）。

働くもの・生活困窮者への補償を不正調査結果に基づいて下げるは許されません。消費税を値上げが予定されている今、徹底追及が求められます。

（全国センター 宮沢さかえ）

各地・各団体のとりくみ

全労連

新36協定キャンペーンを提起 労働法制闘争交流集会

全労連・国民春闘共闘は都内で1月23日、労働法制闘争交流集会を開催。悪法を職場に導入させず活用できる制度をいかす取り組みや「新36協定キャンペーン」を意思統一し、職場における長時間過密労働の改善などの先進事例を交流しました。

全労連の伊藤圭一常任幹事は基調報告で、高プロや年休を含む労働時間、同一労働同一賃金に関わる新制度のポイントを解説しました。伊藤常幹は「労働組合では団結を強め理解を広げること」と指摘し、「特別条項は終結しない、高プロ導入は許さないたたかいを」と強調しました。4月施行を強行するとみられる」と指摘した上で、職場での対応と新署名の推進などの提起をしました（写真）。

全労連の黒澤幸一事務局次長が長時間労働の解消と組織拡大を一体に取り組む「新36協定キャンペーン」を提起し、具体化を呼びかけました。

特別報告ではJMITU、郵政ユニオン、日本医労連、全教、自治労連が発言しました。「長時間労働とパワハラが蔓延していた事業所で、時間外労働の短縮を重点に36協定を1カ月単位で結び、かつ

1日2時間を上限とさせた」JMITUや、「恒常的な人員不足で厳しい状況だが、働き方を自分たちで変えるため定期的な学習や啓もう活動を展開。その結果、時間外に行われていた研修を労働時間と認めさせた」日本医労連など、具体的な改善事例の報告がありました。



交流・討論では、単組で11時間以上の勤務間インターバル導入という前進を勝ち取った生協労連の報告をはじめ、「職場の点検リストの項目を増やすことでより意識を高め問題をつかみやすくする」、「自治体の職場でも36協定を広げていきたい」など、具体化の決意が語されました。

連帯のあいさつに立った東京過労死を考える家族の会の中原のり子さんは「医師の働き方改革の検討会」で議論されている時間外労働年2000時間に対して、「従来通りの根性論で長時間労働を強いる最悪の提案」と厳しく批判。過労自死の犠牲者をこれ以上出さないために労組が役割を發揮するよう訴えました。

（全労連 井之上 売）

全教

定数増で長時間過密労働の解消を 生活権利討論集会

1月19～20日の全教生活権利討論集会は、中央教育審議会学校における働き方改革の答申が出される直前の開催となりました。

1年間にわたる審議の結果、教職員の長時間過密労働を解消するための抜本的対策である定数改善には手をつけず、1年単位の変形労働時間制の導入や手当無しの時間外勤務上限ガイドラインの策定に言及した答申案に対し、怒りの声が広がり、たたかいのスタートにふさわしい集会となりました。

全教弁護団の加藤健次弁護士が「教職員の長時間過密労働を解決する真の『働き方』改革を～中教審答申とガイドラインをのりこえる運動を」と題して全体講演。全労働の原田康伸執行委員が、特別報告を「1年単位の変形労働時間制とその実態・労働時間規制等について」行いました。

討論では変形労働時間制と「勤務時間の割振り変更」との違いがあきらかにされ、すでに地方教育委員会への要請をすすめている組織からは、「いい制度だとは思わない」、「国の動向を見て…」、「本市

では導入しない」等の回答を得たことが報告されました。

翌日の分散会では、労安体制の確立・実効化をはかるとりくみ他4本の報告をもとに、各地の状況を交流しました。各校の衛生委員会の中で長時間勤務問題を議題にせたり、県の総括委員会に組合代表が参加して勤務時間把握やストレスチェックのとりくみを提案したりなど、労安体制を活用して長時間過密労働の解消を図るとりくみが報告されました。

今後の運動について、「時間把握を正確にさせ、時間外勤務があふれていることを公表させよう」「長時間労働解消を定数増のたたかいと一体のものとして進めていこう」等、積極的な発言が続きました。全教は、チラシ（写真）を作成して、学習や諸団体との懇談・要請、文科省への団体署名など世論を広げるとりくみに全力をあげています。

（全教 糸谷陽子）



各地・各団体のとりくみ

建交労

願いは「トンネルじん肺の根絶」 全国7地裁で第6陣訴訟提起

トンネルじん肺根絶闘争本部は、12月18日、東京地裁をはじめ、全国7地裁で第6陣訴訟を提起しました（写真）。

「あやまれ つぐなえ なくせじん肺！」をスローガンとしたこれまでの法廷内外のたたかいの中で成果を積み重ね、「粉じん障害防止規則」の改正とトンネル坑内の8時間労働制を実現すべく「積算基準」を改正させるなど現場からじん肺発生を防止する対策を強化してきました。また、不幸にしてじん肺にり患した坑夫が裁判なしで救済される制度（仮称：トンネルじん肺救済法）の実現にむけてたたかってきました。

今回の第6陣訴訟は、「提訴後、1年内の和解による解決」と原告の早期救済、超党派の議員立法によるトンネルじん肺救済法の成立、そしてトンネルじん肺の根絶を求め訴えています。

これまでのたたかいで構築してきた世論の反映か、第6陣提訴にかかるマスコミなどの報道は、全国版の有力紙はもとより原告の居住しない地域で発行される地元紙でも掲載されました。長野では、昭和30年代に数年間だけトンネル工事に従事した方が、数年前から肺の具合が悪く、現在は在宅酸素で出歩くことも困難となり悩んでいました。提起の新聞記事を見て「病気の原因はトンネル工事しか考えられない」と新聞社を通して弁護士に問い合わせがありました。彼は、「記事を読んで、こんな体になってしまったのはゼネコンのせいだと腹が立った」とも述べていました。

各地裁でも提訴行動がとりくまれました。札幌地裁では、提訴前集会に道労連や新・北海道石炭じん肺訴訟の仲間たちが支援にかけつけ、激励あいさつを受けました。

松山地裁では四国の仲間70余人が集結し、地裁前宣伝行動からスタートしました。提訴後の記者会見で団長の松本喜巳夫さん（愛媛）は

「裁判が長引くことで苦しむ人がいる。早期解決と今後じん肺を思う人を救済するための制度の創設を」と訴えました。

各地裁の原告数

東京地裁	7人
札幌地裁	7人
仙台地裁	6人
新潟地裁	15人
福井地裁	13人
松山地裁	10人
熊本地裁	15人

計 73人（患者単位）



熊本地裁には、九州全土から50余人が集結。報告集会では、昨年亡くなった当事者のために立ち上がった遺族原告、重篤な身で入退院を繰り返している原告たちがたたかう決意を述べました。最後に、九州ブロック原告団長に選出された田尾敏一（長崎）さんの発声による「早期解決にむかってがんばろう」を全員で唱和しました。（建交労 福富保名）

アスベスト情報 泉南型国賠訴訟

自動車整備工の和解成立は全国初

2014年10月の大坂・泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決を受け、国の責任を認められた被害者と同じ状況にあったアスベスト工場の元労働者や遺族が訴訟提起に、和解による補償が行われています。「いの健」全国センターでは、対象となる可能性がある人に対して、国が責任をもって周知すべきと、労災支給決定者やじん肺管理区分決定者に対して個別通知を行うことを要求し、2018年4月までに約2100件が実施されました。（到着は1946件）。



泉南石綿の碑

佐賀県鳥栖市のアスベスト工場の元労働者や遺族による訴訟は、原告が100人を超えた一方、2017年の個別通知から1年経過した段階で、提訴は周知した約4分の1の547人にとどまっているという報道もあります。

そのような状況のもと、昨年11月末に大阪トヨタ自動車の営業所などで、整備工として働き肺がんを発症した労働者の損害賠償訴訟について、国との和解が成立しました。自動車整備工としてブレーキやクラッチの部品交換の際、アスベストを吸い込み労災認定をされていた人でした。自動車整備工の和解は、全国初。まだまだ、埋もれている被害者がいると予想されます。引き続きの取り組みが必要とされています。

（編集部）

働き方改革関連法案と医師の働き方 医師であっても人間らしい生活ができる環境を

「小児科医師は天職」と誇りに満ちていた亡夫・中原利郎は、長時間労働・過重労働の末に「馬車馬のように働かされている」と嘆き、勤務先の病院屋上から投身自殺しました。

医師の働き方改革検討会で事務局案として出された「2024年度から35年度まで特例病院の上限を『1900時間～2000時間』、『連続勤務は28時間まで』その後『勤務間インターバルは9時間』」に対し様々な声が寄せられています。例えば、「医師には人間らしく健康に普通に生活する権利がないのか?」、「過労死ラインの2倍働かせるなんて正気の沙汰とは思えない」、「医師は死ねというのか?」。しかし、2000時間では少なすぎるという声もあります。

医療者も国民も幸せに暮らせる社会を

医師である家族を亡くした遺族は「主人は自宅にて突然死しました。40時間近い連続勤務をこなして『この病院を出ていかないと倒れてしまう』。その言葉が現実となりました。使命感を持って働いた医師という仕事に命を奪われました」と語ります。病院で倒れた夫を、10年以上も自宅で介護をしている妻は「医師は忙しくて当たり前と思っていたし、本人も『大丈夫、大丈夫』と言いながら時間外労働をしていました。それによって救われた人も大勢いたでしょう。しかしその結果倒れてしまいま

した」の声。「娘（26歳）は希望に燃えて研修を開始しました。当直は年に78回。疲れ果て自ら筋弛緩薬を点滴して自死

しました。医師も生身の人間です。疲労するし、睡眠時間は必要です」「医師の過酷な勤務を知つていれば娘を医者などにはさせませんでした。医師不足のため遠隔地の病院に赴任して2年後の寒い朝、娘は何も告げず他界しました。人間として扱われず、入試・国試に合格して感涙したあの日が虚しく蘇えります。今まで、どれだけ多くの医師が命をおとしたことか。多くの殉職された方々に國を挙げて感謝と反省をすることが改革の一歩と思われます」と語る人もいます。

医師を亡くした遺族は、医療者すべてが患者に最高の医療を提供することを願っています。しかし、それと引き換えに、自らの生と幸せを提供することは望んではおりません。

医療者の聖職者意識、犠牲的精神の上に成り立つ労働環境を、これ以上許してはなりません。私たちは、医療者も国民も共に幸せに暮らせる、真の働き方改革の実現を心から願っています。

（東京過労死を考える家族の会 中原のり子）



シリーズ 私の健康法(12)

わたしは現在、38才です。22才の時から13年間、建設労働組合で専従をしていました。「仕事の一環」を理由に誘惑に負け、暴飲暴食の日々を続けた結果、入局時は55キロ程度（身長168センチ）だった体重は72キロまで増加し、30歳の時には通風も発症しました。

「いまさら」と思って食事制限などする気もありませんでしたが、2018年11月にかかった風邪が長引き、体重が落ちて頬も多少こけたことをきっかけに減量を開始。周囲の成功例を参考に食事の際の糖質オフと腹筋・ウォーキングを始め、これまでウエストマイナス12センチ・体重7キロの減量に成功しました。やりすぎも良くないため2カ月経った頃に糖質オフから制限に切り替え、お米など最低限は摂るようにしています。運動は筋トレ1日10分程度、ウォーキングは帰宅時に2駅手前で降りて約4

全労連 井之上 亮

キロメートルを歩くという軽いものにしています。

糖質制限の良いところは、糖質さえ気をつければ食事もお酒もこれまで通りでよいことです。なのでストレスもなく、現在も減量状態を維持しています。



以前からわたしの体を心配してくれていた家族からも、励まされています。これまで車で出かけていた休日も、近所の公園を家族で散歩をしたり、少し遠くまで散策したりというものに変化しています。

目標は理想とされている身長-110の58キロと内臓脂肪の解消です。家族のためにも、健康維持は重要です。今後も継続していきたいと思います。

すべての都道府県に地方センターの確立と活動の活性化を

第13回地方センター交流集会

2月3日、第13回「いの健」地方センター交流集会が全労連会議室において開催されました。集会は「いの健全国センター結成20周年をふまえ、早期に全都道府県での地方センターの確立と既存の地方センターの運動と組織のいっそうの強化・拡大」をめざし、喫緊の課題である「1. 後継者の育成、2. 組織強化と財政問題、3. 労災・職業病闘争の前進・発展」に焦点を絞って交流を行いました（写真）。参加は14地方・1地域・2組織と全国センターから32人でした。

求められる地方センター

交流集会は東京センターの門田裕志理事と京都センターの新谷一男理事が進行し、岩橋祐治事務局長が基調報告と問題提起を行いました。岩橋事務局長は、働くものをめぐる情勢でおさえるべき点として「1. 『働き方改革』関連法の成立と施行、2. 入管法改正=新たな外国人労働者受け入れ枠の拡大、3. 実効あるハラスメント規制、4. 最近の労災、特に過労死等の発生状況、5. 安倍内閣の下での格差と貧困の広がりと『健康格差』の進行」をあげ、「地方センターの現状と課題、地方センターからのアンケート回答の特徴」について報告しました。

焦眉の課題への取り組みを報告

続いて3つの指定報告が行われました。第1に「後継者育成の取り組み」をいの健全国センターの理事長代行であり、「人間らしく働くための九州セミナー」の代表世話人議長の田村昭彦氏が、第2に「組織強化と財政問題」を北海道センターの佐藤誠一事務局長が、第3に「労災・職業病認定闘争」を石川センターの川上仁志事務局長が行いました。

田村氏は、「若い担い手づくりは焦眉の課題」として「北九州労健連」と「九州セミナー」の活動の経験を報告。北九州労健連は、労働安全衛生の若手活動家育成を最重点課題とする「北九州ROUAN塾」を3期に渡って開催。塾生は第1期が17人、第2期が21人で、ディベートや少人数のグループ討論を行うなど、主体的に参加する工夫を行っています。卒塾生が九州セミナーの開催実務を担当する、第3期を第1・2期の卒塾生が実行委員会結成し、自らが講師をするなど、塾生が大きく成長しています。2015年の第26回九州セミナーin佐賀では、「働くルールを全ての学生・労働者が身に付け活用



しよう」を基本コンセプトに若者アンケートにとりくみ、2016年の第27回沖縄大会では大学生を中心としたワークショップ、第28回熊本大会では大学生が実行委員として参加、昨年の第29回福岡大会では「外国人労働者調査」の学生プロジェクトを作るなど、大学生や若者の参加を促しています。

北海道の佐藤事務局長は、北海道センターの組織・財政の推移、現状と課題について報告。特に相談活動や被災者支援と認定闘争を中心として取り組んできた活動を報告。NPO法人からさらに認定NPO法人を目指し、組織・財政の安定的運営を図ること、北海道の主要地域に地域センターづくりを進める決意を語りました。

石川の川上事務局長は、「労災、認定闘争に取り組む為に」と題して報告。石川県の労災認定の状況、石川県労働相談センターや県内の労災に関わる活動、いの健石川センターの組織の現状について報告し、今とりくむべきこととして、「1. 認定・裁判を支援できる体制の確立」し、「2. 県労連や民医連などいの健センターの認知度を高め」、「3. 県内で発生した労災や労災認定の動きをキャッチし発信できる組織・関係組織を結ぶ組織となる」、「4. 専任者を配置したい」と決意を語りました。

交流から得るものは大きい

「基調報告と問題提起」、3つの「指定報告」に基づき、全体討論が行われ、参加者は活発に討論を行い、後継者の育成、組織強化と財政、労災・職業病闘争の前進について深め合いました。まとめと閉会あいさつを西澤淳副理事長が行いました。参加者からは、「様々な各地の経験が報告されて、学び多い内容でした」、「(地方センターの現状は)まさに十人十色、千差万別だが、それぞれの特色で参考になった。交流により得るものは多い」などの感想が寄せられました。
(全国センター 岩橋祐治)